

第76回全国議事記録議事運営事務研修会

講演①

<発言訂正の方法と留意点>

<議会のデジタル化>

(公社) 日本速記協会 理事 内田 一夫

<発言訂正の方法と留意点>

参考：吉川欽二氏著「地方議会の記録事務」

1

I 議員の発言

- 会議における発言は自由であるが、議員は政治家として自己の発言に責任を負うことが要求される。
- 会議における発言は速記法によって会議録に記載されるため、発言した内容がそのとおり会議録上に再現される。
- そのため、発言をみだりに取り消したり訂正することは、原則として許されない。
- しかし、誤った発言をそのまま記録に残すことが問題となる場合もあり得る。
- また、いわば言葉がすべった場合にも絶対に取消し・訂正できないとすると、発言は事前に綿密な原稿をつくって行わなければならないし、かえって自由な発言を妨げることになる。

衆議院規則

第203条 演説した議員は、会議録について、各議員に提供された日の翌日の午後五時までに、その字句の訂正を求めることができる。ただし、演説の趣旨を変更することはできない。

2

II 発言の訂正

1 会議規則による訂正の考え方

- ★議員は、その会期中に限り、議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。
- ★訂正は字句に限られ、発言の趣旨を変更することができないこと、つまり誤りを残さないためのものであることから、議会の許可ではなく議長判断で足りるものとしたものである。
- ★訂正を求める場合は、発言を特定し、どのように改めるかを示す必要がある。

標準会議規則の規定〔県＝第63条 市＝第65条 町村＝第64条〕

(発言の取消し又は訂正)

議員（市は「発言した議員」）は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

3

2 発言の取消しと訂正の違い

【取消し】

- ①会議中における議長の秩序保持権の発動としてなされる。
(取消し命令)
- ②秩序保持とは関係なく、発言議員自身から自己の発言を削除してほしい旨の申し出に基づいてなされる。
・削除のためには同一会期中における議会の許可が必要である。



取消しの結果、配布用会議録には発言は記載されない。

※ 原本の扱い

【訂正】

- 発言議員自身からの発言の趣旨を変えない範囲での推敲の申し出。
・同一会期中における議長の許可が必要である。

4

	取 り 消 し		訂 正
	議長の命令	本人申し出	
発言の内容	秩序を乱したり品位を傷つけたりする不穏当な言辞	会議規則上特定されていないが、基本的には秩序を乱したり品位を傷つけたりする不穏当な言辞	規律との関係はない。 訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨は変更できない。
発言者の意思	発言者の意思に反しても強行される	発言者自身の意思の発動	発言者自身の意思の発動 (発言の推敲といった性格)
配布用会議録の処理	該当発言部分が「――」等で伏せられる		訂正後の発言を記載して訂正の後が残らない場合もある
会議録原本の処理	もとの発言がそのまま記載される (削除対象部分がわかる処理)		基本的には、もとの発言がそのまま記載される。

5

3 訂正の限界

- 発言の訂正は字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することができない。

⇒ 発言の趣旨が変わっては、会議録上のそれぞれの発言がかみ合わないため

★字句に限るとは、単語や文節の単位を限度とすることをいう。

★発言の趣旨を変更するとは、発言者の言おうとするところを改めてしまうことである。

★発言の趣旨を変更するか否かの判断は、字句に限るとしても難しい場合がある。議事の脈略がなくならないよう注意する必要がある。

★訂正された発言を引用している発言も、単純明快な誤りであれば、当該発言者に確認したうえで訂正することが適当である。

※ 内容によっては削除を求める訂正もあり得る。
この場合も、議事の脈略がなくならないように注意する必要がある。

6

4 訂正の方法

(1) 議長の許可を得て、発言を訂正する。⇒ 会議規則による手続

標準会議規則の規定〔県＝第63条 市＝第65条 町村＝第64条〕

(発言の取消し又は訂正)

議員〈市は「発言した議員」〉は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

★議員は、その会期中に限り、議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

★議長の許可としているのは、訂正は字句に限られることから、その程度のもは議長権限で扱って差し支えない、という考え方に基づく。

★訂正を求める場合は、発言を特定し、どのように改めるかを示す必要がある。

★配布用会議録には訂正後の発言のみが掲載される。

一方、会議録原本には訂正前の発言も記載される。⇒ 原本の掲載方法

7

<議長の許可を得て、発言を訂正した例>

【北海道議会】（平成27年第3回定例会 平成27年10月2日）

○議長遠藤連君 この際、御報告いたします。

議員菊地葉子君から、9月16日の本会議において、「学生等の名簿」と発言した部分を「陸上自衛隊高等工科学校の学生等の募集名簿」に、「住民基本台帳法」と発言した部分を「自衛隊法」に、「住民基本台帳事務の適切な執行について」と発言した部分を「この旨を」に、それぞれ訂正したい旨の申し出があり、会議録を訂正いたしますので、御了承願います。

※ 訂正の申し出であっても、内容が取消しに該当する場合は、取消しについて議会の諮ることが必要である。

8

（2）議員自らが訂正発言を行う。→ 議長の許可を要しない

● 発言者が会議において、すでに述べた発言を訂正する旨発言する。

※ 訂正申し出との区別

事前に申し出があった場合は、議運で取り扱いを決めておく必要がある。

● この場合、釈明または陳謝の発言を伴うことがある。

● 訂正する旨の発言は議長許可によってなされ、単なる字句の訂正に限るという制約はない。会期の制約もない。

● すべての発言が会議録に掲載される。

→ 掲載方法については要検討

9

<議員自らが訂正発言を行った例>

【神奈川県議会】（平成28年第1回定例会 平成28年3月24日）

○議長（土井りゅうすけ） この際、藤井克彦君から発言を求められておりますので、これを許します。

藤井克彦君。

〔藤井克彦議員登壇〕

○藤井克彦議員 大変申しわけございません。

先ほどの討論の中で、私の発言に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

所管常任委員会の審査結果に反対するとして述べた部分のうち、請願第40号と請願第29号は、所管常任委員会の審査結果に賛成するものでしたので、この部分を削除するなど、そのように訂正させていただきたく、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

今後このようなことがないように気をつけますので、よろしくお願いいたします。

まことに申しわけございませんでした。〔訂正済〕

○議長（土井りゅうすけ） お聞きのとおりであります。

ただいまの発言訂正につきましては、後刻、本職において措置することにいたしますから、ご了承を願います。

以上で討論を終わります。

10

<訂正発言の処理方法>

■ 原発言「○○」と、訂正する旨の発言「△△」の処理法

「先ほどの○○という言葉は間違いでしたので△△と訂正いたします」



① 「○○」も「△△」も訂正する方法

「先ほどの○○という言葉は間違いでしたので△△と訂正いたします」という訂正発言も削除して、もとの「○○」を「△△」と訂正する方法。



・ 訂正の発言を削除することは、事実をありのまま記載するという会議録の使命を疎かにすることとなる。

11

②「〇〇」も「△△」もそのままとする方法

訂正されるべき原発言部分をそのままにしておき、訂正する旨の発言部分もそのままにしておいて、両方をあわせて読むことによって訂正の趣旨がわかるようにする、という方法。



- ・発言すべてをそのまま残すというので、会議録の使命には適っている。
- ・しかし、訂正する旨の発言を読まなかった場合には、間違った「〇〇」の発言の形で理解されることが考えられる。

12

③「〇〇」を「△△」に訂正し、訂正する旨の発言もそのまま残す方法

「〇〇」を「△△」に訂正しておいて、訂正する旨の発言もそのまま残しておき、訂正したことがわかるようにする、という方法。



- ・初めの発言部分が訂正後になっており、その後に訂正する旨の発言が出てくると、両者の発言を比較したときに矛盾が出る形になる。

13



吉川欽二氏は、「欄外注釈」という方法を積極的に考えるべきとしている。

- ・「欄外注釈」とは、「〇〇」の発言のところに「※」「(注)」なりを入れ、そのページの欄外に「〇ページに訂正発言あり」といった注釈を加える。
- ・会議録には本来このような編集的な要素は導入すべきではない、とされているが、わかりやすい、正確な内容が伝わる会議録にする、という観点から、このような方法も取り入れることが適当である、としている。

14

(3) 会議録調整過程での訂正(整文)

自治法平成18年改正(会議録の電磁的記録化)で、「議長は、書記長をして会議録を調整し、」という文言が削除されている。

◎発言された言葉に一定の修正(訂正)を加える権利(整文権)が記録担当者にあるか。



吉川欽二氏の見解

- ・議長は事務統理権に基づいて会議録を作成し、事務局が調整にあたる。
- ・この事務局の調整の中に「整文権」が含まれると考える。
- ・「話し言葉の書き言葉化」に伴って必然的に起こる問題に対して手を施さなければならない。
 - 句読点を打たなければならない
 - 漢字や仮名を当てなければならない
 - 言い誤りや言い直しが想定される ➡ 訂正

◎整文によって発言者の意思が正しく伝わり、会議録の正確性もより高まる。

15

＜整文の注意点＞ ➡ どこまで整文できるかの問題 整文法の基準作成

- 発言どおりが原則
- 整文は必要最小限にとどめる
- 問題があれば手を加えない
 - 取消しの対象となっている発言
 - 議員が反応を示した発言
- 発言者の確認をとる
- 迷ったらやめよ
- 常に中立公正の立場で行う

※ 会議録完成後に訂正の必要性が発覚した場合、単純明快な誤りであれば正誤という方法もある。

16

5 配布用会議録と原本の訂正方法の例

・ 配布用会議録は、該当の言葉が訂正された言葉に置き換わるだけで、跡形は何も残らない。

【北海道議会】

- 原本は、当該箇所の下線を付して、その上に訂正前の発言を朱書きするとともに、欄外に「朱書きは訂正前の発言」と記載して担当者の印を押す。
- 長文の訂正や取消しの場合は、別紙として原本と一緒に保管する。

【和歌山県議会】

- 原本は、訂正された後の形で本文を記述し、当該箇所の下線を引く。かつ同じページの欄外に丸括弧で（もとの発言は「〇〇」）と注釈を入れる。
- 本会議で何かリアクションがあったとき（議事進行で指摘があったとか、議長が会議で訂正処理を行った旨を報告したとか）には、同じく欄外に（〇〇ページを参照）として、その指摘や報告があったページ数を記す。

17

6 議長発言の訂正

- 議長の発言は議事整理権に基づくものであるため、取消し、訂正の場合も議会の許可を得る必要はなく、自ら取消し、訂正を行えばよい。
- 議長の宣告は、それと同時に確定力があるので、原則として取り消すことはできない。ただし単純なミスであるなら、その場で直ちに変更して宣告することはできる。
 - 「散会いたします。」
 - ➡ 「ただいまの宣告を取り消します。暫時休憩いたします。」
 - ➡ 「暫時休憩いたします。」のみを記載
- 当然なされるべき議長の宣告がなされなかったにも関わらず会議が進行した場合、宣告の言葉は次第書にもあり、定式化された言葉なので、会議録に速記された形で記載して差し支えない、とされている。

18

＜議会のデジタル化＞

＜参 考＞

- ・ 総務省 令和5年改正地方自治法解説（月刊地方自治令和5年7月号）
- ・ 都道府県議会デジタル化専門委員会（全国都道府県議会議長会）
「議会に係る手続等のデジタル化について」令和5（2023）年4月21日
- ・ 全国市議会議長会
「議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化の具体的方法について」令和6年3月

等

19

I オンライン議会

総務省の通知によって可能とされている手続きは下記のとおりである。

1. 委員会

- 委員会については、令和2年4月30日及び令和5年2月7日の総務省行政課長通知において、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で、委員会への出席が困難と判断される事情がある場合に、オンラインによる方法により、委員会に出席することは差し支えないとされている。
- 令和2年4月30日通知では、オンラインによる出席が可能な場合として「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」を挙げていたが、令和5年2月7日通知では「災害の発生や、育児・介護等の事由」がある場合も、「各団体の判断で、オンラインによる方法での委員会への出席を可能とすることも差し支えない」とした。

20

2. 本会議

- 地方議会における本会議について、令和2年4月30日の総務省行政課長通知では、地方自治法第113条及び第116条第1項における「出席」は、現に議場にいることと解されるとし、オンラインによる出席は認められていない。
- 令和5年2月7日の総務省行政課長通知では、本会議に出席が困難な事情を抱える議員がおり、欠席事由に該当する場合は、各団体において所要の手続（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で、団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」をすることは差し支えないとした。

21

3. 参考人

- 参考人については、地方自治法第115条の2第2項で「出頭を求め」と規定されているが、令和4年6月10日の総務省行政課長通知において、「新型コロナウイルス感染症対策として行う場合に限らず、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法により、意見聴取を行うことは差し支えない」とした。

※ 協議調整等の場

＜オンライン議会導入にあたっての留意事項＞

- ①原則はあくまで通常手続き（参集方式）であること
- ②オンライン手続きの導入は段階的に行うこと
- ③安全性の確保に万全を期すること
- ④定足数に対する配慮
- ⑤表決方法に対する配慮
- ⑥具体的な運営方法の明確化

22

II 平成5年自治法改正までの議会のデジタル化・オンライン化

- オンライン化とは、インターネット等のコンピュータネットワークを利用する方法を使用可能とすることをいう。
- 法令では「電子情報処理組織（コンピューター同士をインターネットで接続したもの）を使用する方法」等の用語が用いられる。電子情報処理組織とはコンピューター同士をインターネットで接続したものをいう。
- デジタル化はオンライン化の前提となるものである。
→ オンライン化にはメールによるデータのやり取りも含まれる。
- デジタル手続法の制定（平成14年制定・令和元年改正）
法令の規定に基づく行政機関への申請や行政機関が行う処分通知
→ 等はオンラインにより行うことが可能となった。

23

●一方、地方議会は、デジタル手続法に規定する「行政機関」から除かれている。

●そのため、地方自治法に基づく住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、行政機関等が関わらない手続については、デジタル手続法の対象外であることから、これらをオンラインにより行うことはできなかった。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（「デジタル行政推進法」）
（定義）

第3条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二 行政機関等 次に掲げるものをいう。

ハ 地方公共団体又はその機関（議会を除く。）

24

＜デジタル手続法によって可能とされた議会が関係する手続＞

第99条	意見書の提出	議会 → ※ 関係行政庁
第122条	予算又は事務に関する説明書の提出	長 → 議会
第149条第1項第1号	議会の議決を経べき事件につき議案の提出	長 → 議会
第150条第6項	財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針とこれに基づき整備した体制について評価した報告書の提出	知事等 → 議会
第211条第2項	予算に関する説明書の提出	長 → 議会
第233条第5項	決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等の提出	長 → 議会
第241条第5項	基金の運用状況を示す書類の提出	長 → 議会
第243条の3第2項第3項	第221条第3項の法人の経営状況、信託契約の信託状況を説明する書類の提出	長 → 議会

※ デジタル庁、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省では、受付用メールアドレスを定めている。
※ LGWANを使うことを前提としているため、電子署名を要件とはしていない。

※ 会議録の長への送付については、会議録が書面をもって作成されている場合の写しの提出を、デジタル手続法に基づき、オンラインで提出することは可能であった。電磁的記録はデジタル手続法適用対象外

25

Ⅲ 平成5年自治法改正による議会のデジタル化・オンライン化

＜地方制度調査会答申＞

「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方策に関する答申」令和4年12月28日

○議会に関連する手続のオンライン化

議会が関わる法令上の手続には、書面等により行うことが求められているものがあるが、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」により、議会と行政機関等との間で行われるものについては、原則として、既に、オンラインにより行うことが可能とされている。

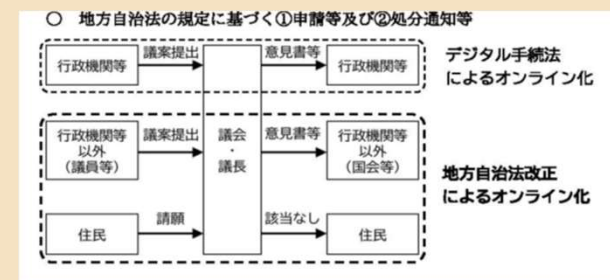
他方、住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続は、同法の適用対象外とされている。多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とすべきである。

26

＜令和5年地方自治法改正＞

令和5年5月8日公布、令和6年4月1日施行（一部を除く）

●今回の地方自治法改正は、地方自治法の規定に基づく通知（申請等、処分通知等のいずれかに当たる手続）のうちデジタル手続法の対象外とされていたものについて、デジタル手続法同様のオンライン化を可能とするもの。



全国都道府県議会議員会「議会に係る手続のオンライン化の考え方について」
2023年5月22日版

27

<議会手続きのオンライン化の地方自治法通則条文>

第138条の2 議会等に対して行われる通知のうちこの章（第100条第15項を除く。）の規定において文書その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項において「文書等」という。）により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第七条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第四項において同じ。））とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

② 議会等が行う通知のうちこの章（第百二十三条第四項を除く。）の規定において文書等により行うことが規定されているもの（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定が適用されるものを除く。）については、当該通知に関するこの章の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知のうち第九十九条の規定によるもの以外のものにあつては、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の総務省令で定める方式による表示をする場合に限る。

28

<法第138条の2第1項により可能となるオンライン手続>

- 第1項では、地方自治法第6章議会中、議会等に対して行われる通知のうち文書等により行うこととされているものについて、地方自治法第6章（議会）の規定にかかわらず、一括してオンラインによる方法で行うことができることとしている。

※ 政務活動費に係る収入及び支出の報告書の電磁的記録による提出は第100条第15項を根拠とする。

当事者	手続の内容	オンライン化根拠規定 (地方自治法)	根拠規定 (地方自治法)
委員会→議会	委員会による議案の提出 (団体意思決定及び第7項に係るもの)	第138条の2第1項	第109条第6項
議員→議会	議員による議案の提出 (団体意思決定及び第3項に係るもの)	第138条の2第1項	第112条第1項
請願者→議会	請願書の提出	第138条の2第1項	第124条

29

<法第138条の2第2項>

- 第2項では、議会等が行う通知のうち文書等により行うこととされているものについて、地方自治法第6章（議会）の規定にかかわらず、一括してオンラインによる方法で行うことができることとしている。
- ただし、議会等が行う通知については、国会に対する意見書を除き、通知を受ける者がオンラインによる方法で通知することに同意していることを要求している。（第2項ただし書）
- 国会に対する意見書が除かれているのは、各議会がそれぞれ国会に対し同意を求めることを避け、統一した方法を採用するためである。
※ 会議録が電磁的記録をもって作成されている場合の長への会議結果報告は、第123条第4項を根拠とする。

30

<法第138条の2第2項により可能となるオンライン手続>

当事者	手続の内容	オンライン化根拠規定 (地方自治法)	根拠規定 (地方自治法)
議会→国会	意見書の提出(国会宛)	第138条の2第2項	第99条
議会→議員、被選挙人等	議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付	第138条の2第2項	第118条 第1項後段及び第6項
議会→議員	議員の資格決定に係る決定書の受付	第138条の2第2項	第127条 第1項及び第3項
議長→議員	欠席議員に対する招状の発出	第138条の2第2項	第137条

31

<法第138条の2の留意事項>

- 第138条の2の議会のオンライン手続を可能とする規定は、各議会に対し、各議会の判断により、これらの手続をオンラインによる方法で行うことを可能とする権限を与えるものであり、全ての議会に対し、オンラインによる手続を整備する義務が課されるものではない。
- 議会に対する住民からの請願書の提出（第124条）といった、文書等による手続を求めた規定は存置されており、議会がオンラインによる手続を整備したとしても、住民が従来通り、文書等による手続を求めた場合には、議会がこれを拒むことはできない。
- 第1項及び第2項の対象から、政務活動費の収支報告に関する地方自治法第100条第15項と会議録の長への送付に関する第123条第4項が除外されているが、これは、本条によらず、各条の改正によりオンライン化への対応を手当てしていることによるものである。

32

Ⅳ 意見書の国会への提出

地方自治法施行規則

第12条の2の8 地方自治法第138条の2第2項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第99条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行つた議会を確認するための措置を講じなければならない。

- 地方議会が関係行政庁に対してオンラインで意見書を提出することは、デジタル手続法において可能であった。
- 改正地方自治法第138条の2第2項の規定により国会に対し意見書をオンラインで提出することが可能となった。
- オンラインで国会に意見書を提出するには、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により提出議会を確認するための措置を講じることが必要とされている。

33

<衆参両院事務局からの要請>

- ① A4判横書きのPDFファイルとし、意見書1件ごとに1つのファイルとする。PDF以外のファイル形式は受領できない。
- ②意見書1件ごとに、地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）が発行する議長名義の職責証明書による電子署名を付す。署名画像が入る場合については、意見書本文に重ならないようにする。
- ③ファイル名は「（〇〇県〇〇議会）〇〇〇意見書」とする。意見書の件名が長い場合、適宜要約したファイル名にする。
- ④以下のアドレスに、意見書のPDFファイルを添付して送信する。
（衆議院）jichiho99-ikensho@shugiin.go.jp
（参議院）san_99ikensho@sangiin-sk.go.jp
- ⑤電子メールの件名は「（意見書提出）〇〇県〇〇議会」とする。
- ⑥電子メールは地方公共団体の公式ドメインから送信する。

34

V 請願の提出

<オンライン化の課題>

- ①地方自治法第124条に規定される議員の紹介について、オンライン化した場合どのような手続とすることが考えられるか。
- ②「議員の紹介」の際、議員の署名又は記名押印を要件とする場合、オンラインではどのような手続とすることが考えられるか。
- ③請願書の提出の際、請願者の署名又は記名押印を要件とする場合、オンラインではどのような手続とすることが考えられるか。

地方自治法施行規則

第12条の2の4

2 前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（略）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（略）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行つた者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

35

＜地方自治法施行規則第12条の2の4の説明＞ ➡ マイナンバーカードの活用

- 地方自治法施行規則第12条の2の4第2項についての総務省の説明は次のとおりである。
- ◆ 議会に対しオンラインにより通知を行う際の本人確認について、同規則第2項は、なりすましや改ざん等を防止するため電子署名等を求めることを原則とした。
 - ◆ ただし、議会等が、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、電子署名等以外の方法によってオンラインによる本人確認を行うことも可能としている。
 - ◆ 本人確認措置としてどのようなものを求めるかは、各議会の判断に委ねられるところであるが、令和5年地方自治法改正法において、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）を改正し、マイナンバーカードの電子証明書の有効性を判断できる団体として議会を追加した（令和5年改正法附則第15条）趣旨も踏まえ、電子署名等を求めることを原則としたものである。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律
（署名検証者等に係る届出等）

第十七条 次に掲げる者は、署名利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該署名利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、機構に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供を求めようとする場合には、あらかじめ、機構に対し、主務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

二の二 地方公共団体の議会

36

- 地方自治法施行規則 第12条の2の4は、電子署名等を求めることを基本としつつ、ただし書きにおいて、議会等が、各手続の特性や利用者の利便性を総合的に勘案して、電子署名等以外の方法によってオンラインによる本人確認を行うことも可能としている。

＜電子署名以外の議員の紹介方法＞

- 総務省は、議員の紹介の具体的な方法は、各議会において定められるものであるが、例えば、住民から議会に請願をオンラインで行う際に、紹介議員を明示させることとし、後日、議会から紹介議員に確認するといった取扱いがあり得ると考えられる、としている。

「地方自治令和5年7月号」

- 全国市議会議長会は、請願者と議会との間の手続をオンライン化する場合でも、請願者と紹介議員、紹介議員と議会との間の手続については、対面等で行うことも可能で、としている。

全国市議会議長会

「議会に係る手続等のオンライン化・デジタル化の具体的方法について」
令和6年3月

37

＜署名又は記名押印に代わる証明方法＞

総行第39号 令和6年1月19日 総務省自治行政局行政課長 発出

「地方自治法施行規則等の一部を改正する省令の公布に伴う議会に関連する手続のオンライン化に係る運用上の留意事項について（通知）」

改正規則による改正後の地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の4第2項ただし書きに規定する通知を行った者を確認するための措置は、主体認証（※1）による確認のほか、アクセスログ（アクセス情報）、電子メール送付等のプロセスの記録を活用した確認（※2）なども考えられるが、各通知の主体や性質等を総合的に勘案し、本人からの通知であることを確認することができる方法とすること。

（※1）主体認証とは、本人しか知り得ない情報（パスワード等）、本人のみが所有する機器等（ＩＣカード等）、本人の生体的な特徴（指紋等）により本人認証を行う手法の総称のこと（「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）より）。

（※2）アクセスログ、電子メール送付等のプロセスの記録を活用する間接的な確認方法とは、システムやネットワークなどのアクセスログを確認することや、メールアドレスのドメインを確認すること、電子メールのやりとりの中で特定の者しか知り得ないことを確認すること、継続したやりとりの内容に矛盾がないことを確認すること等を指す。

38

＜具体的には＞

- ◆ 継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出
- ◆ 本人であることが確認されたメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる）
- ◆ ＩＤ／パスワード方式による認証
- ◆ 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真のＰＤＦでの添付
- ◆ 署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いたＰＤＦへの自署機能の活用等）など

※ 市議会議長会は、請願の提出にあたり、署名簿が添えられることもあるが、署名簿をＰＤＦ化してオンラインにより提出する方法のほか、署名簿の量が多い場合は、部分オンライン（部分的にオンライン規定を適用しない）の規定を適用して署名簿のみ文書で提出することも考えられる、としている。

※ 請願提出者の便宜性向上と内容の真正性との兼ね合いが重要

39

Ⅵ 政務活動費収支報告書の提出

地方自治法100条

- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて議長に報告するものとする。

（参考……旧法）

- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

※ 改正によって「報告書」の文言が削除されており、書面の作成を求めている。

→ デジタル手続法の適用対象にならない。

したがって、この条文が収支報告書のデジタル・オンライン化の根拠条文となる。

- 総務省は、令和5年地方自治法改正により、政務活動費に係る収入及び支出の状況の報告を電磁的記録をもって行うことも可能となることから、必要に応じて、条例等の改正を行わねばならないこと、としている。→ 電磁的記録での提出に対応する必要

40

「地方自治法の一部を改正する法律の施行後の政務活動費に係る収入及び支出の状況の報告について」→ 総務省の回答を基に作成 全国都道府県議会連合会 令和5年10月4日

- 政務活動費に係る収入及び支出の状況の報告について、条例により、書面又は電磁的記録のいずれか一方による報告のみを認め、それ以外の方法による報告を禁止することは許されないと考えられる。
- 改正前の地方自治法第100条第15項は、政務活動費に係る収支報告書を提出することを義務付けた上で、その具体的な提出方法等の細目を条例に委任する規定である。そのため、現行の政務活動費条例において、「収支報告書」を「提出しなければならない」などと規定されている場合であっても、それは、政務活動費に係る収支報告書を書面で提出する場合の具体的な手続等を規定しているものにすぎず、条例自体に電磁的記録によって収支の状況を報告することを禁止する趣旨があるとは解されない。
- したがって、電磁的記録による報告を可能とする改正法の施行後に現行の政務活動費条例を改正しなかったとしても、電磁的記録による報告の具体的手続等が定められていない状態になるにすぎず、そのことをもって直ちに当該条例が違法となるものではない。
- なお、電磁的記録による報告の具体的手続等が定められていない場合であっても、議員又は会派の代表者から、電磁的記録による報告があった場合には、議長は、これを拒むことはできない。また、具体的手続が定められていない以上、電磁的記録による報告の方法については、議員又は会派の代表者に委ねられることとなる。

41

Ⅶ 会議録の電磁的記録化

＜会議録のデジタル・オンライン化の根拠条文＞

法第123条

- ③ 会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた二人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。
- ④ 議長は、会議録が書面をもつて作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもつて作成されているときは当該電磁的記録を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

42

- 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。（法100条第15項）
- 「電磁的記録」とは、作成（電子化）だけでなくデジタルデータとして記録されていることが必要
- 改正前は、会議録の長への送付について、会議録が書面をもつて作成されている場合は写しをデジタル手続法に基づきオンラインで提出することが可能であった。電磁的記録の場合は「磁気ディスクを添えて」とし、手段が特定されていたので、デジタル手続法の適用対象外だった。
- 改正によって、会議録が電磁的記録をもつて作成されている場合の議長による長に対する会議の結果の報告について、当該電磁的記録を添えることが義務付けられた。
※ 電磁的記録のオンライン送付またはUSBメモリなどに格納して添付
- 会議録への電子署名の方法が特定されていることに注意。
→ 総務省令で定める電子署名

43

<参 考……改正前条文>

第123条 議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び第234条第5項において同じ。）により会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。

- 2 会議録が書面をもって作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員がこれに署名しなければならない。
- 3 会議録が電磁的記録をもって作成されているときは、議長及び議会において定めた2人以上の議員が当該電磁的記録に総務省令で定める署名に代わる措置をとらなければならない。
- 4 議長は、会議録が書面をもって作成されているときはその写しを、会議録が電磁的記録をもって作成されているときは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を添えて会議の結果を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。

44

<参 考>

《地方議会に関する地方自治法の解釈等について》

〔総務省自治行政局行政課長 平成30年4月25日〕

○ 地方自治法第123条に係る取組について

地方自治法第123条の規定により、地方議会は書面又は電磁的記録をもって会議録を作成しなくてはならないこととされています。これは、住民の求めに応じて閲覧させることなどにより、議事公開の原則を全うすることを趣旨とするものです。

議会活動の透明性向上の観点から、会議録については、速やかに作成するとともに、住民が閲覧しやすい環境に置くことが重要と考えられます。音声認識技術の活用により会議録作成に係る作業の効率化が図られている事例等も参考にしつつ、会議録のホームページ上での公開等に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

45

<総務省令で定める電子署名とは>

地方自治法施行規則

第12条の2の2 地方自治法第123条第3項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第2条第2項第1号に規定する電子署名とする。

総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（定義）

第2条 この省令において使用する用語は、特段の定めがある場合を除くほか、情報通信技術活用法において使用する用語の例による。

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第2条第1項又は電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第2条第1項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

46

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

（定義）

第2条 この法律において「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第2条第1項に規定する電子署名であつて、主務省令で定める基準に適合するものをいう。

電子署名及び認証業務に関する法律

（定義）

第2条 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

47

<電磁的記録による会議録への電子署名>

- 実際に議会が取扱うことが想定される電子署名としては、地方公共団体情報システム機構が運営する公的個人認証サービス（いわゆるマイナンバーカードを使用した電子署名）が考えられる。
- 公的個人認証サービスとは、マイナンバーカードのICチップに搭載された電子証明書を利用して、オンラインで利用者本人の認証や契約書等の文書が改ざんされていないことの確認を公的に行うための安全・確実な本人確認を行うためのサービスである。
- 令和5年の地方自治法改正において、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成一四年法律第一五三号）が改正され、マイナンバーカード電子証明書の有効性を確認できる者として地方公共団体の議会が追加された。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律

（署名検証者等に係る届出等）

第17条 次に掲げる者は、（中略）これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

二の二 地方公共団体の議会

48

<マイナンバーカードで電子署名を行う手順>

STEP 1：マイナンバーカードの取得

署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類の暗証番号を設定。

STEP 2：ICカードリーダライタの用意

公的個人情報認証サービスに対応しているICカードリーダを用意する。

ちなみに、Androidスマートフォンの場合、スマートフォンとWindows PCそれぞれに公的個人認証利用者ソフトをダウンロードすることで、スマートフォンをICカードリーダとして使用することができる。

STEP 3：必要なソフト・アプリのインストール

マイナンバーカードを読み込み、電子署名を実行するための公的個人認証利用者ソフト（利用者クライアントソフト）をインストールする。

公的個人認証利用者ソフトは、地方公共団体情報システム機構公的個人認証サービスポータルサイトなどでWindows、Mac版それぞれがダウンロード可能。

STEP 4：電子署名の実行

上記手順を進めることで電子署名の実行を行える環境となる。あとはソフトの手順に従って電子署名を実行する。→ 一般的にはPDFに電子署名を付与する。

49

<マイナンバーカード以外による電子署名>

- マイナンバーカードによる方法の外、電子署名・電子契約サービスを提供する事業者が第三者として、その電磁的記録に電子署名を付与することにより、本人確認を行う方法もある。

- 事業者により提供されている電子署名サービスには、電子署名法第2条第1項の電子署名と判断されているものもある。

※ 電子署名法第2条第1項と判断される事業者については、デジタル庁HP「グレースゾーン解消制度に基づく回答」参照

- 事業者署名型で電子署名を行う際は、クラウドサービスへのログイン（2要素認証を含む）とメール認証の組合せで本人確認をおこなうことが一般的。

※ 2要素認証

会員制Webサイトにログインする際に、パスワードで認証（知識要素）を行い、その認証後に手持ちのスマホに送付されるワンタイムコードを入力して認証（所有要素）する。

※ 電子署名には有効期限があることに注意 → タイムスタンプの活用

公的個人認証サービスで使用する電子証明書の有効期間は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日まで【タイムスタンプとは、タイムスタンプに刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していたこと（存在証明）と、その時刻以降に当該文書が改ざんされていないこと（非改ざん証明）を証明する技術的な仕組み】

50

<電磁的記録による会議録のファイル形式について>

- 会議録を電磁的記録化する場合、どのようなファイル形式にすべきか、という問題について、総務省は考え方を示しておらず、各議会に委ねる方針である。→ 署名対象としてはPDFが一般的

- 諸外国において議会に関する文書をデジタル化する場合、一つのシステムに依存することのない「オープンな」文書形式であるXML（Extensible Markup Language）を採用している例がある。

- ただし、XMLに対する「知識および訓練の不足」や「適切な作成・編集用のソフトウェアを見つける難しさ」などもあって、実際の運用には課題が多いようである。

※ 会議録を分析している研究者から指摘されたホームページ掲載会議録の問題点

収集した会議録をデータベースへ登録するために必要となるデータ整理における問題点について、発言の抽出、発言者の抽出、発言者の名寄せの3つの観点から述べた。

今後、会議録の収集対象範囲を広げつつ、将来にわたってデータの収集と整理を続けるためには、収集からデータベースへの登録に至るまでの処理をプログラムによって自動化することが望ましい。しかしながら、フォーマットが不統一で、構造化されていないテキストデータを対象にした自動処理には解決困難な問題が多数存在することが明らかになった。解決方法の検討を進めるためには、問題点の所在を明らかにし、共有することが肝要である。今後、解決に向けた検討を進めたい。

「地方政治コーパスにおける都道府県議会会議録パネルデータの基礎分析」
高丸圭一氏（宇都宮共和国大学）他

51

VIII 会議規則や規程、要綱等で定められている 手続のデジタル化・オンライン化

- 会議規則や規程、要綱等で定められている手続については、各議会の定めや運用によるところが大きい。個々の手続について、どのようにデジタル化ができるか検討を行い、必要に応じて会議規則等の改正を行っていくことが求められる。

【会議規則や規程、要綱等で定められている手続の例】

- ・発言通告書
- ・委員会報告書
- ・少数意見報告書
- ・委員の派遣承認要求書
- ・議事日程の配布
- ・欠席届
- ・会議録の配布
- ・公聴会で意見を述べようとする者の申出書
- ・傍聴券や傍聴証／章類

- 法令上、オンライン化が認められていない手続が残っている。⇒ 法律上の手続き
- ・本会議における選挙
- ・本会議の出席、質疑、討論、表決

52

IX 議会デジタル化の目標

＜地方制度調査会答申＞ 令和4年12月28日

「多様な人材が参画し住民に開かれた地方議会の実現に向けた対応方針に関する答申」

議会に関連する手続のオンライン化

住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続は、同法の適用対象外とされている。多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続についても、一括して、オンラインにより行うことを可能とすべきである。

＜地方制度調査会が唱えるデジタル化・オンライン化のメリット＞

- 多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点
- 議会運営の合理化を図る観点

53

＜デジタル化・オンライン化のメリット、デメリット＞

●請願のオンライン提出

- ・電子署名に代わる証明方法をどのように設定するかによって、証明に対する請願者の負担が変わる。
- ・オンライン化のメリットを発揮するためには、紙をPDF化してメールで送るという方法から、電子請願システムを構築して、デジタルの世界で本人確認、紹介議員の確認、請願の提出を可能とする方向に進むべきではないか。

➡ 郵送やファックスを可としている例

- ・議会に関する通知については請願だけでなく、マイナポータルのびったりサービスのようにより、デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する）を目指すべきである。

●会議録の電磁的記録化

- ・電磁的記録とするメリットは、紙の会議録を保管する物理的スペースの節約である。
- ・しかし、議会の公式文書として永年保管される会議録を、技術的な変革が著しいデジタルの世界に置くことは、議会事務局としては不安である。
- ・方向としては、紙か電磁的記録か、という二者択一ではなく、電磁的記録も原本として認めるという柔軟な思考が必要なのではないか。
- ・もし災害などにより紙の原本が焼失した場合は、何らかの方法で署名の真正性を確保した電磁的記録で保管した会議録を原本として認めることを検討すべきである。

54

- 議会のデジタル化・オンライン化に関する今回の改正は、最初の一步を踏み出したにすぎない。

- 今後の目標の参考として、イギリス議会の掲げる目標を紹介する。

・2002年7月、下院情報委員会（House of Commons Information Committee）は、「デジタル技術：議会と国民のための活動」と題する報告書を公表した。

- ①議員や委員会への市民のアクセシビリティを高めること
- ②議会のあらゆる側面において、議員やそのスタッフ、議会スタッフの専門性を拡充すること
- ③政治や議会のプロセスから伝統的に除外された人々を含め、議会活動における市民参加を拡充すること
- ④議会が公開性の価値を認識し、ICTにより、市民が議事録等にできるだけアクセスできるようにすること
- ⑤英国内外の議会、政府によるICT利用のよい実践例を共有、発展させ、他の機関と協力していくこと

「議会の情報発信と情報通信技術（ICT）—国際的動向と英国の事例を中心に—」
海外立法情報調査室 武田美智代氏 レファレンス平成21年4月号

55

会議録作成 I 基本編

～会議録に係る基本論～

第76回全国議事記録議事運営事務研修会

2024/10/24

Yasuda Yoshiharu

1

会議録はなぜ作成しなければならないの？

◆地方自治法第123条

議長は、事務局長又は書記長（書記長を置かない町村においては書記）に書面又は電磁的記録により**会議録を作成させ、並びに会議の次第及び出席議員の氏名を記載させ、又は記録させなければならない。**

※会議録とは？

※会議録作成の目的は？

2 【参考】

◇地方自治法第109条

普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

◇標準委員会条例（県と町村＝第27条 市＝第30条）

委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印（町村は「記名押印」）しなければならない。

3

◆なぜ議会という面倒くさいシステムをとっているのか

二元代表制の意義

幅広い意見をできるだけ取り入れる

数で押し切るのは議会の自殺行為

◆意思決定までのプロセスを明らかにする

多数決の意味

衆人環視の場で論点を明らかにする

◆会議録の公開は、傍聴など「議会公開の原則」を補うもの

誰でも見る気になれば見られる環境の提供

◇地方自治法第115条

普通地方公共団体の議会の会議は、これを公開する。但し、議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

4

◆ 会議録の法的根拠は地方自治法第123条

議会の根拠法令は憲法第93条、地方自治法第89条

◇ 憲法第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

◇ 地方自治法第89条

普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもつて構成される議会を置く。

◆ 「会議」と「会議録」の意味

「議事録」ではなく「会議録」

5

会議録作成の心構え

1. 正確に作成する

● ミスの数と質

- ・ イージーミス削減には「単語登録」機能を使う。

《例》ということ ⇒ とと 和歌山県議会 ⇒ 「わけぎ」

減少 ⇒ 「げし」 現象 ⇒ 「げぞ」

会議 ⇒ 「かいぎ」 開議 ⇒ 「ひらぎ」

- ・ 重いミス（致命的ミス）を減らすには、意味をしっかりと考えて
《例》和歌山県では人口が減少していないんですよ、若者は。

6

2. 中立の立場で作成する（客観的な立場）

- 発言にできるだけ忠実に。勝手に発言をさわらない

《例》私は保田さんと会いました。⇒ 私はYさんと会いました。

海外旅行のような視察はやめるべき。⇒ 視察はやめるべき。

どこの馬の骨が分からん。⇒ どこの誰が分からん。

2024年度予算について ⇒ 令和6年度予算について

- 現在の歴史検証は文書中心だが、残されている文書は、勝者の側から書かれたものが多い（歴史の教科書が次々と改訂されている）

7

3. 永久保存されることを意識する

- ずっと後の時代の人を読んで分かるように
- 会議録は、将来の歴史学上、第一級の史料となる

◇ 標準会議規則（市＝第89条）（参考規定）

会議録の保存年限は、永年とする。

- ◇ 議員・職員のための議会運営の実際〈地方議会研究会編著〉
保存年限について、（略）会議録の性格上、永年であることはいうまでもありません。

8

会議録作成の標準的な工程

1. 発言の記録（速記・録音）
2. 反訳（手書き・キー入力・音声認識）
3. 第1校（録音との照合）
4. ミスの訂正（業者 or 事務局）
5. 第2校（通読）※場合により3校も
6. ミスの訂正（業者 or 事務局）
7. 編集
8. 印刷・ネット公開
9. 配布

※録音照合の回数は、反訳体制によって異なる

9

調査・校閲のポイント

和歌山県は、日本の最南端に位置する、南北に長い県土です。南方熊楠や5代将軍・徳川吉宗などの偉人を輩出しました。高齢者対策としての「紀の国いきいき百人委員会」の設置、「紀の国森づくり条例」の制定など、独自の施策も実施してきました。2018年には串本町にロケット打ち上げ射場「スペースポート紀伊」がキャノン電子など4社の出資によって設置されました。兵庫県議会での「斎藤元彦兵庫県知事に対する辞職勧告決議」の可決、大谷翔平選手の50-50達成、自民党総裁選挙なども世間の話題になりましたが、和歌山県からのロケット発射が成功するのはいつか、県民にとっては大変興味のあるところです。

※固有名詞、法令名、事実の確認などが必要となる。

10

会議録に記載する事項

◆標準会議規則の規定（県と町村＝第124条 市＝第85条）

- 1 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- 2 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- 3 出席議員〈市と町村は「出席」〉及び欠席議員の氏名（第61条の2の規定により質問した議員とそれ以外の議員とを分けて記載すること。）〈市と町村は丸括弧書き部分なし〉
- 4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- 5 説明のため出席した者の職氏名
- 6 議事日程
- 7 議長の諸報告

11

◆標準会議規則の規定（県と町村＝第124条 市＝第85条）

- 8 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- 9 委員会報告書及び少数意見報告書
- 10 会議に付した事件
- 11 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- 12 選挙の経過
- 13 議事の経過
- 14 記名投票における賛否の氏名
- 15 その他議長又は議会において必要と認めた事項

12 ◆記載の例

午後1時開会・開議

○議長 ただいまから令和6年2月定例会を開会いたします。
この際、開議に先立ちまして、令和6年能登半島地震により亡く
られた方々の御冥福を祈るため、黙禱をささげたいと存じます。
御起立願います。

〔起立〕

○議長 黙禱。

〔黙禱〕

○議長 黙禱を終わります。御着席願います。
これより本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

13 ◆記載の例

午前10時0分

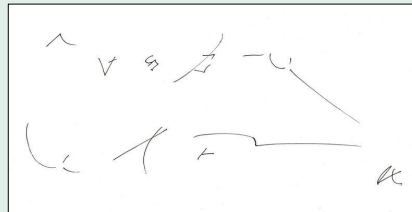
○議長 開会に先立ちまして、令和6年能登半島地震により亡くな
られた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された方々
に心からお見舞い申し上げます。

午前10時1分開会・開議

○議長 ただいまから令和6年2月定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

○議長 ただいまから令和6年2月定例会を開会し、直ちに本日の
会議を開きます。

御清聴ありがとうございました



私は、長年、和歌山県議会で速記者として頑張ってま
いりました。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。
保田良春



紀の国速記研究所
保田良春
kinokunisokki@gmail.com
わかやま旅行カバン

第76回全国議事記録議事運営事務研修会

《 参加者による事例紹介 》

北海道議会における事例

～ 音声認識を活用した原稿作成の課題 ～

北海道議会事務局議事課議事係（速記）

専門主任 高井 京太

I 文字の脱落、過剰（I）

（【 】 内が修正後の語句）

- ① この存在を**抜き**して【**抜**きにして】
- ② 生産が**不安定**なって【**不安定**になって】
- ③ 取組等を**示**しつつ【**お**示しつつ】
- ④ 強化を図る**こと**。して**おり**【**こと**として**おり**】
- ⑤ 温暖化対策**に**する【**に**資する】
- ⑥ 前年度より**2000人**を**近く**【**2000人**近く】
- ⑦ 円滑な**事業所**執行【**事業**執行】

1

I 文字の脱落、過剰（2）

- ⑧ **計画**期な【**計**画的な】電力系統の増強
- ⑨ 改正法に盛り込まれた**施行**、【**施策**を】着実に実施する
- ⑩ **家畜**排せつは【**家畜**排せつ物は】適切に処理されている
- ⑪ 指摘をさせて**いき**ます【**いた**だきます】

※ ⑧と⑨は「II 類音語の誤認識」も関係

2

II 類音語の誤認識（I）

- ① 子育て**世代**【**世帯**】に対する支援
- ② **発生**【**発症**】予防や重症化予防
- ③ **各**【**夏**季】休業期間
- ④ **精製**相【**生成**A I】の**資金**【**試験**】運用
- ⑤ 相談窓口で対象者を**降り**落とす【**ふ**るい落とす】
- ⑥ 困難になることを**大**きく【**危**惧】します
- ⑦ 連続**して**きた【**し**て起きた】事案
- ⑧ 共感が得られるとは**思**いません【**思**えません】

3

Ⅱ 類音語の誤認識 (2)

- ⑨ 目指す姿が、そういうこと【は絵空事】でない
- ⑩ 熱中症は命に関わる危険な状態【病態】
- ⑪ 住宅地域外【住宅地以外】の場所
- ⑫ 蚊が媒介する病院菌【病原菌】
- ⑬ 法的義務を自治体に負わせる知事【指示】の対象範囲
- ⑭ 1時間当たりの発着回数は最低【最多】のときで45回
- ⑮ アニメや映画が人気を把握する【博する】

4

Ⅲ 同音語の誤選択

- ① 北海道が今段階【懇談会】で示した方針
- ② 先輩起業家と地方の企業【起業】希望者
- ③ 減量【原料】及び生産に係るコスト
- ④ 丘珠空港の将来像に係る市町【市長】の意向
- ⑤ 新しい制度の施行【試行】が始まる
- ⑥ 火災により一部地域が消失【焼失】する
- ⑦ 民間協力者の活動の周知や検証【顕彰】
- ⑧ 1台のドローンを他分野【多分野】で利用する

5

Ⅳ 発言者の言い間違い

- ① 目線【目先】の対応に終始する
- ② 非常にきユース（発言＝キウス）【希薄（きはく）】だ
- ③ 今月3月【今年3月】に答弁している

◇ 類似の例

- ・ トオリ IPPENTOW【通り一遍】
- ・ メトロダウン【メルトダウン】
- ・ プラス数%【十数%】

6

Ⅴ その他の事例 (1)

- ◆ 道営住宅の非活用【利活用】について伺う
- ◆ 対策をお知らせ【お聞かせ】願います
- ◆ 鳥インフルエンザの発生率【発生リスク】が高まる
- ◆ ツアーの工程【行程】全般にわたる支援
- ◆ 病気【予期】せぬ家畜の疾病が発生
- ◆ 危機管理【非管理】職員の残業
- ◆ 庁内副業【複業】制度の導入
- ◆ デジタル技術に引いた【秀でた】人材

7

V その他の事例 (2)

- ◆ 新型**コロナ水**【コロナウイルス】対策
- ◆ チームナックスを**基本**【起用】した事業の実施
- ◆ **当該**【道外】人材確保緊急支援事業
- ◆ 若手職員の政策**アップ**【科学】研修
- ◆ **個人**【故人】の功績をたたえ、**御遺族**【御遺徳】をしのぶ
- ◆ **旧**【9】総合振興局と5振興局
- ◆ 賛否が**分かれる**【割れる】

— 以 上 —

8

◇ 発表者（高井京太）の略歴

平成13年3月 参議院速記者養成所修了

平成13年4月 北海道議会事務局入局

1級速記士＜速記技能検定 文部科学大臣賞受賞＞
（公社）日本速記協会北海道ブロック長

◇ 連絡先

電話番号 011-231-4111（内線：33-282）

011-204-5688（直通）

E-mail takai.kyouta@pref.hokkaido.lg.jp

講演③ 会議録作成Ⅱ 実例編

伝わる記録をどう作るか

会議録作成Q&A集より

(公社)日本速記協会 理事 山崎 恵喜

なぜ事例発表のようなミスが出るのか？

音声認識に頼り過ぎ

音声認識は、それなりに使えるが、認識不能や誤認識が必ずある

文章を読んでいない

言葉の意味や文意を確実に捉えなければならない

聞き取り、聞き分けができていない

入力や校正のときに録音の再生速度を上げるのは危ない

《ポイント》

- ★文章全体の大きな流れを見る
- ★文節や単語を中心に、一定の塊を見る
- ★一字一字の間違いやダブリ、脱字など、細部を見る

1

会議録作成の特性

Q&A集8P

『他人の発言』を文章化する

《ポイント》

- ★起案書など一般文書は、書き手が言葉や文章構成を決められる
⇒ それらとは全く別物
- ★難しい用語、自分が使わない表現、嫌いな言葉……でも
⇒ そのとおり文章化
- ★作成者が自分で言葉を選べない

2

発言を文章化する際の留意点

Q&A集8P

音を聞いて理解

《ポイント》

- ★不要な部分は省く
- ★足りない言葉は補う
- ★頭の中で整理して理解する

(その例)

- ① 弔慰金の見直しに際し、亡くなった方の声は聞いたか
- ② 地方自治法第2条の2で、住民の福祉の増進を図っている
- ③ 大谷翔平選手は1995年に岩手県花巻市で生まれた

字を読んで理解

《ポイント》

- ★一文字一文字を追う
- ★通常、音源や映像はない
- ★文字情報から理解する

3

発言を聞く上で意識すべきこと

Q & A集9 P

『聞こえ方』が変化する

《ポイント》

★別な言葉として受け取る

⇒ 発言者の意図に関係なく、聞き手が勝手に解釈する

(その例)

【K子】 どちらへ？

【U美】 (髪の毛を指さしながら)

これを直すのに美容院へ

【K子】 あらっ、そんなお病気だったの？ 大変ねえ

* 羽鳥慎一さんは『約50人』をどう読むか？

4

作成者側の問題点 (1)

Q & A集10 P

話の背景を把握していないと正しく文字化できない

(その例)

① ライシュウ、コウジの予定だが、知事はジョウキョウについてどう考えているのか

来週⇄来秋 工事⇄公示 状況⇄上京

② (テレビ番組のパネル)

秋田県内 私立【市立】小中学校100校 休校

⇒ 秋田県に「私立」は幾つあるか？

5

作成者側の問題点 (2)

Q & A集10 P

知らない言葉や事柄は無数にある

(その例)

① 尾瀬ヶ原湿原で赤潮【赤渋(あかしぼ)】が発生する

② 偵察中の兵士たちは、カイテキに備えて、緊張感を持って行動している

③ 天皇と中央政府を守るために、薩摩藩、長州藩、土佐藩のケンペイから成るゴシンペイを組織する

※ ②と③のカタカナはどんな漢字か？

6

作成者側の問題点 (3)

Q & A集10 P

参考……知らない言葉は聞こえない

(その例)

① (漫画家のインタビュー)

この漫画のストーリーはキシリリタ【貴種流離譚】だ

② (ラグビーの解説)

チョークタックルで相手を止め、モールアンプレアブルに持ち込んで、マイボールにする

※ ②は理解できるか？

7

作成者側の問題点（４）

Q & A集10P

《ポイント》

- ★作成者と発言者は、思想信条、知識、語彙などに差異がある
- ★作成者が知らない言葉を発言者が言う
⇒ 聞き間違い、書き間違いの要因
- ★『言ったとおり』に書いているつもり
……でも、それは、
『聞こえた範囲』『知っている範囲』でしか書けていない

8

発言者側の問題点（１）

Q & A集11P

言葉の誤用や客観的事実と違う表現が出る

（その例）

- ①令和【平成】23年の東日本大震災
- ②乳牛【牛乳】を飲む
- ③的を得た【射た】指摘
→ 「的を射た」と「当を得た」の混同
- ④障害者支援法【「総合」の脱落】
- ⑤（ヤフコメ）
憶測で大谷翔平選手を崇めた【おとしめた】メディア

9

発言者側の問題点（２）

Q & A集11P

口癖などで不要な言葉がたくさん出る

（その例）

- ①「ね」「よ」「さ」などの多用
- ②「まあ」「いわゆる」「やはり」などの多用

つながりが不適切な言い回しになる

（その例）

- カンブリアのテレビに、S社長、中小企業、香川県の、が出た

10

発言者側の問題点（３）

Q & A集11P

覚え間違い、読み間違い、読めないことがある

（その例）

- ①乳和食のフツキュウ【普及】に努める
- ②長官「Mさんは、地位にレンメンとした」
M氏「地位にレンメン、いや、恋々（レンレン）としたことはない」
- ③業者にピンセン【便宜】を図る
- ④テレビのロケで一日じゅう山道（やまみち）を歩いた
※ ④はどんな読み間違いか？

11

発言者側の問題点（４）

Q & A集11 P

読み原稿の表現が不適切なことがある

(その例)

- ①**【列挙【枚举】】**にいとまがない
 ②ぬれ手で**【泡【粟】】**
 ⇒「泡と消える」から連想
 「幾ら努力しても実りが無い」との受け止めは誤り
 ③平成30年**【2月】**に開催された平昌オリ・パラ
 ※ ③はどうしておかしいか？

12

発言者側の問題点（５）

Q & A集11 P

《ポイント》

- ★問題点は、話し言葉の特性に由来する
(間違い、曖昧、中断、語順の乱れなど)
- ★いいかげんになる
- ★文章として成立しない
- ★読み原稿は、自分の知識・語彙の範囲で書く
⇒ 信頼できないことも 原稿はあくまでも『参考資料』



発言者側の問題点が整文に関わってくる

13

トライ！ 校閲体験

Q & A集65 P

入力ミス、聞き間違い、言い間違いを見つける

【●】 内の漢字を考える

<問題 1>

稲作農家を衰退させてはならないので、農協を中心にして、新品種の開発、米の直販など省力化技術の導入、補助の大区画化といった対策を複合的に講ずること担っています。

<問題2>

子供の教育をめぐるのは、地域や家庭の【きょういくか】の低下が問題になっており、それをカバーしようとして、学校に対し、言動を超えた役割を求める動きもあるが、この問題は一長一短には解決できません。

14

求められる正確性

Q & A集24P

発言（音声）や意図を間違いなく捉える

許されないミスがあることを意識する（ミスの質）

◇許されるかもしれない

- ①いずれしても ②おりります ③句点の脱落、体裁ミス

◇絶対許されない（言っていることと全く違う意味）

- ①あります⇒ありません ②行っている⇒怠っている
③消火器⇨小火器 ④集会を先導⇨集会を扇動
⑤開業⇨廃業 ⑥1億5000万円を計上⇨一億5000万円を計上

(その他の例)

- 宿泊施設の給餌【給仕】業務 ●労働時間がなく【長く】なる

15

正確性の確保（１）

Q & A集25 P

人は聞き間違いや文字選択ミス犯すと認識する

◆ミスの原因

「注意力散漫」「勘違い」「知識の浅さ」「勝手な解釈」

（その例）

- 村上春樹さんが語るには、国際賞を授賞【受賞】したときのスピーチで原発問題に触れ、高率【効率】や便宜という名の最悪【災厄】の犬たちに追いつかせてはならないと話しました

※ ほかにミスはないか？

16

正確性の確保（２）

Q & A集25 P

何を言いたいかを把握し、的確な表記とする

（その例）

〔ボ ケ〕 一番ハイ電車って、なんや思う？

〔ツッコミ〕 そんなもん【？】に決まっとるやないか

〔ボ ケ〕 アホ、一番ハイインは【？】やがな

※【？】にどのような言葉が入るか？

（その他の例）

①市長は本当に前向きに取り組んでいます

市長は本当に前向きに取り組んでいますか

②独り親世帯はカフ控除が適用される

※ ②のカタカナはどう表記するか？

17

正確性の確保（３）

Q & A集25 P

言葉の使い方などについてしつこく確認する

◆安易さ、思い込みがミスにつながる

⇒ 疑問点のほか、当たり前と思われること、基本的なことについてしつこく確認

校正、推敲を複数人で複数回重ねる

◆言葉に関する感性、話題に対する着眼点は人によって異なる

⇒ 複数の目によるチェックでミスを回避

18

正確性の確保（４）

Q & A集25 P

《ポイント》

★しっかり聞き取る

★しっかり聞き分ける

★『おかしいかも』という『気づき』が必要になる

★無理に解釈しない

⇒ 『こじつけない』『へ理屈をこねない』

★ほかの言葉の可能性を考える



正確な記録とするために調査は必須

⇒ 少しでも気になるところ、分からないところは調査する

19

正確性を確保するための調査（１）

Q & A集26 P

必要な事項についてしっかり調査する

《ポイント》

- ★固有名詞、条例名、専門用語、引用部分、曖昧な部分、不明箇所などは必ず調査する
- ★関連資料、文献、ウェブサイトなど使えるものは何でも多重的に活用する
- ★複数の答えがあり得るため、一つの答えを見つけても安心できない
- ★解決しないときは、他人の耳や知恵を借りたり、関係先に確認する
- ★なお解決しなければ、発言者に確認する
- ★口頭による調査は注意が必要である

20

正確性を確保するための調査（２）

Q & A集26 P

慎重かつ徹底的に調査する

（その例）

- ①神戸の友人とサンノミヤ駅で落ち合った
→ 落ち合ったのは「三宮駅」か「三ノ宮駅」か？
- ②江戸時代にコンノイト【今野於以登（おいと）】がお伊勢参りをした
→ 研究論文を探し出して判明
- ③〔医師〕ハントウ（半筒）の薬剤を投与してください
〔看護師〕サントウ（3筒）ですね
〔医師〕そうです ハントウです
〔看護師〕分かりました 投与します
→ 6倍の薬剤を投与 患者が死亡

21

整文の必要性

Q & A集38 P

整文は、発言の不完全性を補正するために行う

《ポイント》

- ★話し言葉はいいかげんになる
- ★言わんとするところを読み手に伝える
- ★音どりの文字化では、誤解や誤読が生じたり、客観的事実と違う表現になる場合がある
⇒ 「音の文字化」ではなく「言葉の記録」
- ★明らかな誤謬をそのまま記載すると、会議録に対する信頼を損なうおそれがある
⇒ 読み手は、会議録自体が間違っていると理解
- ★ただし、当該発言が問題となった場合などは整文してはいけない

22

整文に関わる留意点

Q & A集40 P

- ◆発言を尊重しつつ、文意を読み取れるようにする
- ◆必要以上に行わない
- ◆客観的事実に即して処理する
- ◆恣意的にならないよう基準を設ける

《ポイント》

- ★発言趣旨の変更に及ばないよう注意する
- ★必要最小限の範囲で抑制的に行う
⇒ そのままで特におかしくないときは手を加えない
- ★なぜそうしたか説明できるようにしておく
⇒ 処理要領を作成 議長決裁など（Q & A集に東京都議会の要領）

23

整文の程度と対象要素

Q & A集43～45 P

段階的に分けて考える

◎整文ステップ1（軽微な整文）

- ◆無機能語、不要語、言いさし ◆独り言 ◆なまり
- ◆相づち ◆聞き返し ◆尻切れ ◆文字の説明

◎整文ステップ2（やや精緻な整文）

- ◆単純または明らかな言い（読み）間違い、言葉や助詞の誤用
- ◆終助詞、間投助詞の多用 ◆言い直し ◆口癖 ◆引用
- ◆話の転換 ◆改行

◎整文ステップ3（精緻な整文）

- ◆不適切な照応関係（文脈の乱れ）
- ◆言葉の倒置（不適切な語順） ◆言葉の脱落、省略、短縮
- ◆崩れた言い回し ◆言葉の重複（同形語、同義語の繰り返し）
- ◆同じような言い回し、冗長な言い回し ◆長文

24

整文の例（1）

Q & A集46～56 P

《ポイント》

- ★示している例は「必ずそうすべき」というものではない
- ★状況に合わせて適切な手法を選択・適用する

削除の例

- ①私はデスネ、××党をエー代表し →《無機能語》
- ②深地層、深い地層と書きますね、研究所 →《文字の説明》
- ③会議は、先々月、いや違う、先月の初めに →《言い直し》
- ④第1回はいわゆる平成20年だった →《口癖、本来の意味で使っていない》
- ⑤約10件程度 → 約10件 10件程度 《同義語の重複》
- ⑥まず、米作についてまず何う →《同じ言葉の重複》
- ⑦方針を決定をする →《同じ助詞の連続》

25

整文の例（2）

Q & A集46～56 P

訂正、移動の例

- ①キョウエクエエンカイに質問シテエ
→ 教育委員会 したい 《なまり》
- ②だから（さらなる発言を促す）→ だから……。《尻切れ》
- ③横やりが出る → 入る 《言葉の誤用》
- ④2022年、つまり令和3年 → 4年 《事実と相違》
- ⑤この問題でサイモ大事なこと → 最も 《覚え間違い》
- ⑥小学校は26校、中学校は18校、高校は29校、合計63校
→ 73校 《数字の不整合》
- ⑦計画は10年を目標とする、令和の → 令和10年 《言葉の倒置》
- ⑧やらしてもらう → やらせて 《崩れた言い回し》

26

整文の例（3）

Q & A集46～56 P

挿入の例

- ①金融機関再建法 → 金融機関再建整備法 《固有名詞の脱落》
- ②それは、よきにつけ、関係者の間で常に言われている
→ よきにつけ あしきにつけ 《慣用句の脱落》
- ③私は財政問題が優先されるべきだ → だと思う 《照応関係》
- ④毎月実施している調査結果を公表 → 調査の結果 《言葉の係り》
- ⑤十分に調査をしたの → したのか 《語尾上げ》
- ⑥議員、御指摘ありました
→ 議員から御指摘がありました 《助詞の脱落》
- ⑦トラックに600キロの荷物を積み、時速70キロで走らせる
→ キログラム キロメートル 《略した単位》

27

整文の例（４）

Q & A集46～56 P

引用の例（原典と1～2か所違うなど、ほぼ同一の場合も同様）

- ①新聞に命の重さ次世代へという見出しで記事が載っていた
→「命の重さ次世代へ」《引用であることを明示》
- ②公選法第1条では、選挙人が自由に表明する意思によって公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発展を期することを目的とすると規定している
→「選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発展を期することを目的とする。」と規定している《原典とおりの表記》

28

整文の例（５）

Q & A集46～56 P

引用の例

- 引用文の中の改行 →「1字アケ（スペース1つ）」
- 途中を省略した場合 →「（中略）」
- 引用が長文の場合
 - ◇原典とおりの表記
 - ◇引用の始まり →「改行・2字下げ」
 - ◇次の行以降 →「1字下げ」
 - ◇引用文の中の改行 →「2字下げ」
 - ◇引用が終わった後 →「改行・字下げ無し」
 - ◇途中を省略した場合 →「（中略）」

29

いけない整文（１）

Q & A集57～58 P

- ◆言葉、文章として成立しているのに手を加える ⇒ ×
 - ◆必要以上に（大幅に）言葉を補完したり削除する ⇒ ×
- 《ポイント》
- ★やり過ぎないように注意する
 - ★次のような処理は『会議録（公文書）の改ざん』と言われる
 - ◇言葉の好き嫌いで処理する
 - ◇一面的価値観によって処理する
 - ◇議会や役所の論理（都合）を付度して処理する
 - ★会議録は発言を基にして作成するという『当たり前のこと』を認識しなければならない

30

いけない整文（２）

Q & A集57～58 P

いけない例

- ①お米の生産量を増やすための方策に関してだが、計画案には、具体的な方途として、どういったものが盛り込まれているのか、その点を伺います
→× 米 増大させる です 方策 どのような について
- ②政府の対応は遅いと俺は思うね →× 私は思います
- ③納得してほしいと言うけれども、そう簡単には……。《尻切れ》
→× 納得できない
- ④安全な農産物を生産するための取組であるギャップ
→× GAP（農業生産工程管理）
※「GAP」の表記はオーケーだが、後ろの注釈の書き込みは×

31

いけない整文（3）

Q & A集57～58 P

いけない例

- ①役所の隠蔽体質は目に余ります → × 秘密主義
- ②市長の答弁は支離滅裂だ → × 筋道が立っていない
- ③知事の言動について、私はまあまあ評価する
→ × 〔削除の処理〕
- ④政府は、市井の声を全く無視し、期待を裏切っている
→ × 市民 ほとんど聞かず 期待に応え切れていない
- ⑤私は、いわゆる知事与党の議員だが、今回、知事から提案された案件については、一市民として反対せざるを得ない
→ × 疑問を感じている

※ 与党議員が「反対」という言葉を使ったのがそのまま記録に残るのはまずいなどと考えて整文するのは×

32

むすびに

～『聞いて書く』のは特殊な作業～

発言の文章化は一筋縄ではいかない

記録（KI・RO・KU）の心得

- K 公正・中立・正確で
I 意図（言わんとすること）が伝わる記録は
R 楽なほうに走りがちな気持ちを戒め
O 思い込みや安易さはミスにつながることを知り
K 苦勞（工夫）を惜しまない姿勢から
U 生まれるもの

—— と、常に心しよう！